

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成 30 年 12 月 25 日に提起した、処分庁（○○市福祉事務所長）が行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による生活保護の変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）審査請求人

処分庁に病名及び入院の事実を報告したにもかかわらず、入院基準による保護費の減額の説明は一切なく、平成 30 年 11 月 1 日の保護費の支給から 3 週間も後の通知には納得できない。また、○○○○○なので、今後色々な機器を買うにもお金が必要であるため、過支給となった 50,230 円の返納を求める保護変更決定処分の取消しを求める。

#### （2）審査庁

本件処分は違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### （1）審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### （2）審理員意見書の理由

ア 本件処分に係る法令等の規定について

##### （ア）法

- ① 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものの範囲内において行われる。（第 12 条第 1 号）
- ② 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。（第 15 条）
  - 一 診療
  - 二 薬剤又は治療材料
  - 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

- ③ 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（第 25 条第 2 項）。

(イ) 法による保護の基準

- ① 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号 (以下「保護の基準」という。)) により、生活扶助の基準は別表第 1 に定めるところによるとされ、居宅基準 (居宅基準生活費) は第 1 章の 1 に定められており、入院基準 (入院患者日用品費) は第 3 章の 1 に定められている。
- ② 保護の基準別表第 1 の基準に係る地域の級地区分は、別表第 9 に定めるところによるとされており、〇〇市は 3 級地 - 1 とされている。
- ③ 入院患者日用品費は、病院に 1 箇月以上入院する者について算定することとされている (保護の基準別表第 1 第 3 章 - 1)。

(ウ) 保護の実施に係る厚生労働省 (旧厚生省) 通知

- ① 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知 (以下「処理基準」という。)) により、病院において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り居宅基準生活費は算定しないこととされている。
- ② 処理基準により、保護受給中の者が月の中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院日の属する月の翌月の初日から計上することとされている。

(エ) 保護の実施に係る厚生労働省事務連絡

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 問 7 - 29 では、入院月の翌月の居宅基準生活費が支給済みのときは遡及して保護の変更決定を行い、入院患者日用品費との差額の返納措置をとることとされている。

イ 審理員の意見の理由

本件処分は、審査請求人が月の中で入院した翌月にあたる平成 30 年 11 月分の保護費について、処分庁が、居宅基準生活費を支給済みであったことから、法、保護基準及び処理基準等に則り、入院患者日用品費により算定した額に遡及して変更決定し、差額の返納を求める旨審査請求人に通知しており、違法又は不当な点は認められない。

なお、処分庁は、審査請求人から病名及び入院の事実の報告を受けた平成 30 年 10 月 25 日以降、入院期間がもし 1 箇月以上になれば、入院基準を適用することとなり、保護費が減額となる可能性について認識できたものと考え

られる。

このような場合、一般的には、被保護者が、居宅基準及び入院基準の内容について理解していなければ、保護費の減額について納得できないことも十分に考えられることから、保護の実施機関としてより適切な対応を図るならば、被保護者に対しあらかじめ説明することが望ましい対応である。

例えば、入院すれば医療扶助が支給されることとなり、病院において給食を受ける場合には、1箇月以上の入院であれば、飲食物費を含む居宅基準生活費ではなく、飲食物費を含まない入院患者日用品費の支給となる旨説明すれば、より被保護者が受け入れやすくなるものと考えられる。

しかしながら、法、保護基準及び処理基準等において、保護変更決定処分を行うにあたり、保護の実施機関が被保護者に対しあらかじめ説明することを求める定めは見当たらず、また、本件処分では、処分庁が、審査請求人が術後間もない状況であることや〇〇ができない症状等を考慮し、入院中は病気療養を優先させ、保護変更内容の説明や返納金の納付方法の相談等については、退院後に対処せざるを得ないと判断したものであり、審査請求人に対し配慮したものと認められる。

また、審査請求人は、11月1日の保護費の支給から3週間も後の通知には納得できないと主張しているが、審理員が、処分庁に対し聞き取りを行ったところ、処分庁は、審査請求人が手術を受けた平成30年〇月〇日から間もなくの日に、病院の医療相談窓口連絡し、審査請求人の入院期間が1箇月程度であることを確認し、その後、入院期間が1箇月程度となる以前の11月17日頃に、同じく病院の医療相談窓口連絡し、入院期間が1箇月以上となる見込みであることを確認していることから、処分庁が対応を怠っていたとまでは言えない。

#### 4 調査審議の経過

平成31年2月18日 審査庁からの諮問の受付

平成31年2月26日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 返納額の算定について

本件処分にあって処分庁が行った審査請求人の返納額の認定は、上記3(2)を踏まえると、法、保護の基準、処理基準等に則り適正に算定されていることが認められる。

##### (2) 原処分について

本件処分は、上記(1)のとおり、法令等の規定に基づき、返納額の算定が適正に行われており、違法又は不当とは言えない。

また、審査請求人は、入院することを入院日に処分庁に伝えたにもかかわらず、本件処分までの間、返納に係る説明がなかったことや、支給日から3週間

も後の本件処分に納得できない旨の主張をしている。

この点について検討すると、処分庁は、審査請求人の入院期間について病院に確認を行っており、入院期間が1箇月以上となることが平成30年11月17日に判明した後、平成30年11月22日付けで本件処分を行っていることを踏まえると、処分庁が対応を怠っていたとまでは言えない。また、法令等において、変更決定にあたり、保護の実施機関が被保護者に対しあらかじめ説明することを求める定めは見当たらず、さらに、処分庁が審査請求人の術後間もない状況等を考慮し、入院中は病気治療を優先させ、保護変更内容の説明や返納金の納付方法等の相談等については、退院後に行うと判断したことはことさら不合理であるとは言えない。

このことを踏まえると、本件処分は手続上も違法又は不当な点は認められない。

### (3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里